

改 正 案	現 行 返還土地損失補償額算定基準 (昭和60年防衛施設庁訓令第25号)	復帰移転費及び管理費処理要領 (昭和60年防衛施設庁訓令第23号) ※通達移行分のみ抜粋	境界設定費算定基準 (昭和38年防衛施設庁訓令第35号)
施本第 号(CFA) 平成 年 月 日 殿 防衛施設庁長官 駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に係る補償費等の算定について（通達） 標記について、別紙のとおり定め、平成19年9月1日から適用することとしたので、通達する。 添付資料：別紙 別紙 第1 通則 1 趣旨 駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第 号。以下「訓令」という。）第3章における取壊条件付売払いに係る予定価格並びに第4章における損失補償額及び利得求償額の算定に当たっては、この通達に定めるところによる。 2 評価算定の基礎 評価算定の基礎については、原則として、次のアからオまでに定めるところによるものとする。 ア 材料費は、一般市場価格によること。 イ 労務賃金は、別に定める労務単価によること。 ウ 機械器具損料は、別に定める損料等によること。 エ 運搬費は、地方運輸局長が認可した一般区域貨物自動車運送事業運賃料金によること。 オ 諸経費及び歩掛りは、経理整備局長が別に定める諸経費、歩掛等によること。 3 関係機関等の意見 地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長は除く。以下「地方防衛局長等」という。）は、第4の2の(2)及び(3)並びに第4の3の(2)及び(3)の規定の適用に当たっては、国又は地方公共団体の関係機関等の意見を徴さなければならない。 第2 取壊条件付売払いの評価基準 訓令第22条による取壊条件付売払い	防衛施設庁訓令第25号 返還土地損失補償額算定基準を次のように定める。 昭和60年11月1日 防衛施設庁長官 佐々 淳行 返還土地損失補償額算定基準 (趣旨) 第1条 この基準は、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）第32条の規定による土地の返還に伴う損失補償額の算定の基準について定めるものとする。 (評価算定の基礎) 第12条 評価算定の基礎については、原則として、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 材料費は、一般市場価格によること。 (2) 労務賃金は、別に定める「職種別標準労務単価表」によること。 (3) 機械器具損料は、防衛施設庁施設部長が別に定めるところによること。 (4) 運搬費は、地方運輸局長が認可した「一般区域貨物自動車運送事業運賃料金」によること。 (5) 諸経費及び歩掛りは、返還財産の処理に関する規定に定めるところによること。 (関係機関等の意見) 第13条 防衛施設局長及び防衛施設支局長は、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定の適用に当たっては、国又は地方公共団体の関係機関等の意見を徴さなければならない。	防衛施設庁訓令第23号 復帰移転費及び管理費処理要領を次のように定める。 昭和60年11月1日 防衛施設庁長官 佐々 淳行 復帰移転費及び管理費処理要領 国有財産の所在する民公有土地の原状回復に関する処理要領 (昭和60年防衛施設庁訓令第11号) ※通達移行分のみ抜粋	防衛施設庁訓令第35号 境界設定処理要領を次のように定める。 昭和38年10月3日 防衛施設庁長官 小野 裕 境界設定費算定基準 (通則) 第1条 境界設定処理要領（昭和60年防衛施設庁訓令第24号）第6条に定める境界設定費の算定にあたっては、この基準の定めるところによる。

<u>の予定価格の算定については、次の1から3までに定めるところによるものとする。</u> <u>1 取壊条件付売払いの予定価格の評価時期は、国有財産の調査確認を終了した時期とする。</u> <u>2 取壊条件付売払いの予定価格は、発生材価格から取壊工事等に要する費用及び立毛補償費等の合計額を控除した額とする。</u> <u>3 発生材価格等の算定については、次のアからカまでに定めるところによるものとする。</u> <u>ア 発生材価格は、市場価格を原則として使用状況、需要度、品質、引取りの難易その他実状に応じて定めるものとする。この場合において、発生材の数量は、実際に見積りした数量とする。</u> <u>イ 取壊条件付売払いに要する費用は、直接工事費（材料費、労務費、機械経費、廃棄物搬出費、運搬費をいう。）、共通仮設費、現場経費、一般管理費等、廃棄物処分費及び消費税相当額の合計額をいう。この場合において、これらの費用の算定は、経理装備局長が別に定める諸経費、歩掛等による。</u> <u>ウ 運搬費は、現場から最寄りの貨物取扱駅又は市場のいずれか近い場所までの発生材の運搬に要する費用とする。ただし、随意契約による場合で買受人が最寄りの貨物取扱駅又は市場より近い場所に運搬するときは、その場所までの運搬に要する費用とする。</u> <u>エ 廃棄物搬出費は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の定めに従い、廃棄物を収集し現場からその処分の場所まで運搬するために要する費用とする。</u> <u>オ 廃棄物処分費は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の定めに従い、廃棄物をその処分の場所において処分するために要する費用とする。</u> <u>カ 立毛補償費等は、取壊条件付売払いによる踏荒らしのため損失を受ける農作物に対する補償費等とし、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）を準用して算定するものとする。</u>	
第3	<u>損失補償額及び利得求償額</u> <u>訓令第35条及び第36条による損失補償額及び利得求償額の決定に当たっては、別紙様式第1から別紙様式第6までの価格算出表及び算出内訳</u>

<u>（評価算定の時期）</u> <u>第18条 売払等の予定価格の評価時期は、第4条の規定による調査確認を終了した時期とする。</u> <u>（予定価格の評価）</u> <u>第19条 売払いの予定価格は、発生材価格から取壊工事等に要する費用及び立毛補償費等の合計額を控除した額とする。</u> <u>2 取壊工事の予定価格は、取壊工事等に要する費用及び立毛補償費等の合計額とする。</u> <u>（発生材価格等の算定）</u> <u>第20条 発生材価格は、市場価格を原則として使用状況、需要度、品質、引取りの難易その他実状に応じて定めるものとする。この場合において、発生材の数量は、実際に見積りした数量とする。</u> <u>2 取壊工事等に要する費用は、直接工事費（材料費、労務費、機械経費、廃棄物搬出費、運搬費（売払の場合に限る。）をいう。）、共通仮設費、現場経費、一般管理費等、廃棄物処分費及び消費税相当額の合計額をいう。この場合において、これらの費用の算定は、防衛施設庁施設部長が別に定める歩掛り及び算定要領による。</u> <u>3 運搬費は、現場から最寄りの貨物取扱駅又は市場のいずれか近い場所までの発生材の運搬に要する費用とする。ただし、随意契約による場合で買受人が最寄りの貨物取扱駅又は市場より近い場所に運搬するときは、その場所までの運搬に要する費用とする。</u> <u>4 廃棄物搬出費は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の定めに従い、廃棄物を収集し現場からその処分の場所まで運搬するために要する費用とする。</u> <u>5 廃棄物処分費は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の定めに従い、廃棄物をその処分の場所において処分するために要する費用とする。</u> <u>6 立毛補償費等は、取壊工事等による踏荒らしのため損失を受ける農作物に対する補償費等とし、「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」（昭和27年7月4日閣議了解）を準用して算定するものとする。</u>	
駐留軍関係返還財産処理要領 （昭和38年防衛施設庁訓令第1号） ※通達移行分のみ抜粋	
<u>（評価調書の作成）</u>	

書によるほか、次の1から15までに定めるところによるものとする。

1 地方防衛局長等は、引渡調書の記載事項に基づき、訓令第35条第1項第1号による返還財産評価調書を作成する。

- (1) 原状回復箇所についての算定（動産を除く。）原状回復箇所については次のア及びイを計算する。

ア 使用開始時の状況に回復するに必要な返還時における費用相当額（原状回復費）

イ アの場合の発生材価格（発生材価格）

- (2) 現状引渡箇所については、次のアからエまでを計算する。

ア 使用開始時の状況における返還時の価格（以下「開始時価格」という。）

イ 返還時に瑕疵がなかったものとしての価格（引渡調書に利用価値率が示してあるものはこれに乗じた価格）（以下「返還時価格」という。）

ウ 瑕疵がある場合は、その瑕疵を補修するに必要な返還時の費用相当額（以下「補修費」という。）

エ ウの場合、発生材があるときはその発生材価格（以下「発生材価格」という。）

- (3) 動産の計算
動産については、その損失額を計算する。

2 1の原状回復費及び補修費は、その箇所の再建築費による。ただし、独立した建物又は工作物で全部除去されたものについては、そのものの時価を超えることはできない。

3 2の再建築費（撤去費用及び撤去により生ずる廃材の処分費を含む。）は、材料費、労務費、役務費及び諸経費の合計額とする。この場合、材料費、労務費及び役務費の算定は、経理装備局長が別に定める積算要領又は基準等により、また、諸経費は、別表第1の諸経費率表による。価格及び賃金の算定は、物価統制令（昭和22年勅令第118号）の定める統制額又はこれに準ずる価格のあるものは、それによる。

4 1の(2)アの建物、設備及び工作物の使用開始時の状況における返還時の価格は、次の式により算定する。

$$X = A \left(1 - \frac{0.9}{T} K \right)$$

X：開始時価格

A：使用開始時の状況における再建築費

T：使用開始時の状況における現状引渡箇所の耐用年数（ただし、建物、設備又は工作物と一体をなすものは当該建物、設備又は工作物の耐用年数と同一とする。）

K：当該財産の新設時から返還時までの経過年数

5 1の(2)イの建物、設備及び工作物についての返還時の状況にお

第23条 防衛施設局長等は、引渡調書の記載事項に基づき別記第8号様式による返還財産評価調書（以下「評価調書」という。）を作成する。

- (1) 原状回復箇所についての算定（動産を除く。）原状回復箇所については次のイ及びロを計算する。

イ 使用開始時の状況に回復するに必要な返還時における費用相当額（原状回復費）

ロ イの場合の発生材価格（発生材価格）

- (2) 現状引渡箇所については、次のイからニまでを計算する。

イ 使用開始時の状況における返還時の価格（以下「開始時価格」という。）

ロ 返還時にきずがなかったものとしての価格（引渡調書に利用価値率が示してあるものはこれに乗じた価格）（以下「返還時価格」という。）

ハ きずがある場合は、そのきずを補修するに必要な返還時の費用相当額（以下「補修費」という。）

ニ ハの場合、発生材があるときはその発生材価格（以下「発生材価格」という。）

- (3) 動産の計算
動産については、その損失額を計算する。

2 前項各号の原状回復費及び補修費は、その箇所の再建築費による。ただし、独立した建物又は工作物で全部除去されたものについては、そのものの時価を超えることはできない。

3 前項の再建築費（撤去費用及び撤去により生ずる廃材の処分費を含む。）は、材料費、労務費、役務費及び諸経費の合計額とする。この場合、材料費、労務費及び役務費の算定は、返還財産工事歩掛表その他別に定める積算要領又は基準により、諸経費は、別表第2「諸経費率表」による。価格及び賃金の算定は、物価統制令の定める統制額又はこれに準ずる価格のあるものは、それによる。

4 第1項第2号イの建物、設備及び工作物の使用開始時の状況における返還時の価格は、次の式により算定する。

$$X = A \left(1 - \frac{0.9}{T} K \right)$$

X：開始時価格

A：使用開始時の状況における再建築費

T：使用開始時の状況における現状引渡箇所の耐用年数。ただし、建物、設備又は工作物と一体をなすものは当該建物、設備又は工作物の耐用年数と同一とする。

K：当該財産の新設時から返還時までの経過年数

5 第1項第2号ロの建物、設備及び工作物についての返還時の状況にお

ける価格は、次の式により算定する。

$$Y = B(1 - \frac{0.9}{T}L) \times N$$

Y：返還時価格

B：当該財産の瑕疵がなかったものとした場合の返還時の再建築費

T：当該財産の耐用年数

L：当該財産の経過年数

N：使用価値率

- 6 1の(1)イ及び(2)エの発生材価格の算定は、その地方の古資材価格に再使用可能数量を乗じた額とする。再使用可能数量については、当該財産の実状により判断して引渡調書記載の発生材数量より適正に算定する。

- 7 動産の損失額は、滅失した動産については返還時の価格によって算定し、破損した動産については返還時の価格に破損率を乗じた額とする。

- 8 返還時の動産及び機械類等の価格は、次の式によって算定する。ただし、通常中古品が市場において容易に入手可能なものについては適正な中古品の価格によることができる。

$$X = A(1 - \frac{0.9}{T}K)$$

X：返還時の動産又は機械類等の価格

A：返還時の動産又は機械類等の新取得費

T：耐用年数

K：経過年数

- 9 新取得費は、新品価格又は新品価格と附帯費との合計額とし、次の(1)から(4)までにより算定する。

- (1) 一般に市場において容易に入手できる動産のうち同種同様の動産については、市場価格から新品価格を算定する。この算定に当たっては、動産の名称、形式、能力、寸法、製作者等をできる限り確認し、製作者ごとの価格の相違、原材料の量並びに質による価格の相違及び仕上げの程度による価格の相違等を比較検討しなければならない。

附帯費は、機械等において新品価格が工場裸渡し価格のとき、運搬費及び据付費を計算する。

- (2) 一般に市場において容易に入手で瑕疵、また売買実例もない機械等については重量価格により新品価格を算定し、これが不可能な場合に限り倍数により新取得価格を算定する。

- (3) 重量価格による算定は、次のアからエまでによるものとする。

ア 重量に重量単価を乗じたものとする。

イ 重量は機械等施設時における資料の記録が保存してある場合は、その設計重量、また、カタログがある場合はカタログ記載の製品重量の90%とし、設計図による場合は部分ごとに素材別

に立体面積を推計し機械等を構成している鉄、非鉄金属、木部

価格は、次の式により算定する。

$$Y = B(1 - \frac{0.9}{T}L) \times N$$

Y：返還時価格

B：当該財産のきずがなかったものとした場合の返還時の再建築費

T：当該財産の耐用年数

L：当該財産の経過年数

N：使用価値率

- 6 第1項第1号ロおよび第2号ニの発生材価格の算定は、その地方の故資材価格に再使用可能数量を乗じた額とする。再使用可能数量については、当該財産の実状により判断して引渡調書記載の発生材数量より適正に算定する。

- 7 動産の損失額は、滅失した動産については返還時の価格によって算定し、破損した動産については返還時の価格に破損率を乗じた額とする。

- 8 返還時の動産及び機械類等の価格は、次の式によって算定する。ただし、通常中古品が市場において容易に入手可能なものについては適正な中古品の価格によることができる。

$$X = A(1 - \frac{0.9}{T}K)$$

X：返還時の動産又は機械類等の価格

A：返還時の動産又は機械類等の新取得費

T：耐用年数

K：経過年数

- 9 新取得費は、新品価格又は新品価格と附帯費との合計額とし、次の各号により算定する。

- (1) イ 一般に市場において容易に入手できる動産のうち同種同様の動産については、市場価格から新品価格を算定する。この算定にあたっては、動産の名称、形式、能力、寸法、製作者等をできる限り確認し、製作者ごとの価格の相違、原材料の量並びに質による価格の相違及び仕上げの程度による価格の相違等を比較検討しなければならない。

ロ 附帯費は、機械等において新品価格が工場裸渡し価格のとき、運搬費及び据付費を計算する。

- (2) 一般に市場において容易に入手できず、また売買実例もない機械等については重量価格により新品価格を算定し、これが不可能な場合に限り倍数により新取得価格を算定する。

- (3) 重量価格による算定は、次による。

イ 重量に重量単価を乗じたものとする。

ロ 重量は機械等施設時における資料の記録が保存してある場合は、その設計重量、また、カタログがある場合はカタログ記載の製品重量の90%とし、設計図による場合は部分ごとに素材別に立体面積を推計し機械等を構成している鉄、非鉄金属、木部等すべてを含めて

等すべてを含めて重量を算定する。

ウ 重量単価

重量単価は、機械統計月報（経済産業省経済産業政策局発行）により算出する。

エ 附帯費は、運搬費及び据付費の合計額とし、重量価格に別表第2の標準附帯費率を乗じたものを標準とする。

(4) 新取得倍数による算定は、次のア及びイによる。

ア 動産の記録帳簿又は財産目録等によりその取得時期及び取得価格を知り、その取得価格に取得時期から評価時に至る材料費、労務費の変動を考慮した新取得倍数を乗ずる。

イ 新取得倍数は、物価指数と賃金指数に基づき、次の式により算出する。物価指数、賃金指数は、金融経済統計月報（日本銀行調査統計局発行）による。

(イ) 可搬性の機械の倍数

$$\frac{(\text{金属材料物価指数} \times 50) + (\text{賃金指数} \times 50)}{100}$$

(ロ) 金属製器具及び備品の倍数

$$\frac{(\text{金属材料物価指数} \times 40) + (\text{賃金指数} \times 60)}{100}$$

(ハ) 木製器具及び備品の倍数

$$\frac{(\text{建築材料物価指数} \times 40) + (\text{賃金指数} \times 60)}{100}$$

10 美術工芸品は、その性質上減価償却をしない。

11 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるほか、別表第3の建物構成物耐用年数表による。取得時期不明の中古品の残存耐用年数は、新品耐用年数の70%以内で定める。

12 経過年数は、実際の経過年数によることを原則とするが、使用開始前の維持補修の状況により、これにより難いと認めたときは、これらの事情を参酌の上、適当に算定する。この場合、使用開始後の年数は増減することができない。

13 経過年数が耐用年数の全部を経過した財産の残存価格は、再建築費又は新取得価格の10%とする。

14 1から13までに定める原状回復費、使用開始時価格、補修費及び動産の損失額の合計額が返還時価格及び発生材価格の合計額を超える場合は、その差額を損失補償額とし、返還時価格と発生材価格との合計額が原状回復費、使用開始時価格、補修費及び動産の損失額の合計額を超える場合は、その差額を利得求償額とする。

15 既に支給済みの補償金又は見舞金

重量を算定する。

ハ 重量単価

重量単価は、機械統計月報（日本機械工業連合会発行）により算出する。

ニ 附帯費は、運搬費および据付費の合計額とし、重量価格に別表第3の標準附帯費率を乗じたものを標準とする。

(4) 新取得倍数による算定は、次のイによる。

イ 動産の記録帳簿又は財産目録等によりその取得時期及び取得価格を知り、その取得価格に取得時期から評価時に至る材料費、労務費の変動を考慮した新取得倍数を乗ずる。

ロ 新取得倍数は、物価指数と賃金指数に基づき、次の式により算出する。物価指数、賃金指数は、「経済統計月報」（日本銀行統計局発行）による。

(イ) 可搬性の機械の倍数

$$\frac{(\text{金属材料物価指数} \times 50) + (\text{賃金指数} \times 50)}{100}$$

(ロ) 金属製器具及び備品の倍数

$$\frac{(\text{金属材料物価指数} \times 40) + (\text{賃金指数} \times 60)}{100}$$

(ハ) 木製器具及び備品の倍数

$$\frac{(\text{建築材料物価指数} \times 40) + (\text{賃金指数} \times 60)}{100}$$

10 美術工芸品は、その性質上減価償却をしない。

11 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるほか、別表第4建物構成物耐用年数表による。取得時期不明の中古品の残存耐用年数は、新品耐用年数の70%以内で定める。

12 経過年数は、実際の経過年数によることを原則とするが、使用開始前の維持補修の状況により、これにより難いと認めたときは、これらの事情を参酌の上、適当に算定する。この場合、使用開始後の年数は増減することができない。

13 経過年数が耐用年数の全部を経過した財産の残存価格は、再建築費又は新取得価格の10%とする。

（評価の基準日）

第24条 返還財産の評価は、返還日を基準として行なう。

（損失補償額及び利得求償額の算定）

第25条 第23条に定める原状回復費、使用開始時価格、補修費及び動産の損失額の合計額が返還時価格及び発生材価格の合計額をこえる場合は、その差額を損失補償額とし、返還時価格と発生材価格との合計額が原状回復費、使用開始時価格、補修費及び動産の損失額の合計額をこえる場合は、その差額を利得求償額とする。

（補償金又は見舞金の控除）

第26条 すでに支給済みの補償金又は見

のあるときは、<u>14</u>の損失補償額からこれらの補償金又は見舞金を控除する。		舞金のあるときは、<u>前条</u>の損失補償額からこれらの補償金又は見舞金を控除する。
<u>第4条</u> 土地の原状回復等 <u>1</u> 宅地の原状回復等 (1) 宅地の原状回復 使用開始時において宅地であつた土地を原状に回復する場合には、次の<u>アからオ</u>までに掲げるもののうち必要な作業に要する材料費、労務費、機械器具損料、運搬費及び諸経費の合計額（以下「材料費等の合計額」という。）を原状回復費とする。 <u>ア</u> 構築物等の取壊し <u>イ</u> 穴、溝等の埋戻し <u>ウ</u> 砂、砂利等の被覆物の除去 <u>エ</u> 雑物の除去 <u>オ</u> <u>アからエ</u>までに掲げるもののほか、宅地の原状回復に必要な作業 (2) 地目を変更した場合の措置 次の2から5までの規定にかかわらず、使用開始時において農地等であつた土地を、近傍の発展その他の理由により賃貸中に登記簿の地目を宅地に変更したものについては、近傍の宅地の状態を考慮し、その復旧に要する費用を(1)の規定を準用して算定した額をもつて原状回復費とする。 <u>2</u> 農地の原形復旧等 (1) 農地の原形復旧 使用開始時において農地であつた土地を原形に復旧する場合には、次の<u>アからケ</u>までに掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。 <u>ア</u> 構築物等の取壊し <u>イ</u> 穴、溝等の埋戻し <u>ウ</u> 砂、砂利等の被覆物の除去 <u>エ</u> 客土 <u>オ</u> 雑草刈払い <u>カ</u> 荒起し <u>キ</u> 雑物の除去 <u>ク</u> 碎土 <u>ケ</u> <u>前のアからク</u>に掲げるもののほか、農地の原形復旧に必要な作業 (2) 農地の地力回復 (1)の原形復旧工事を実施してもなお農地の生産力が低下する場合には、当該農地の使用開始時の状態に地力を回復するため特に必要とする肥料につき、肥料代並びに肥料の投入に要する労務費、機械器具損料、運搬費及び諸経費の合計額を実状に応じ地力回復費として当該原形復旧費に加算することができる。 (3) 農作物の減収 地力回復期間に農作物の減収が生じる場合には、賃借料算定の基礎となつた当該農地の1年間の粗収入額を基準として、次の<u>アから</u>	(宅地の原状回復) <u>第2条</u> 使用開始時において宅地であつた土地を原状に回復する場合には、次の<u>各号</u>に掲げるもののうち必要な作業に要する材料費、労務費、機械器具損料、運搬費及び諸経費の合計額（以下「材料費等の合計額」という。）を原状回復費とする。 (1) 構築物等の取壊し (2) 穴、溝等の埋戻し (3) 砂、砂利等の被覆物の除去 (4) 雑物の除去 (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、宅地の原状回復に必要な作業 (地目を変更した場合の措置) <u>第14条</u> <u>第3条から第11条</u>の規定にかかわらず、使用開始時において農地等であつた土地を、近傍の発展その他の理由により賃貸中登記簿の地目を宅地に変更したものについては、近傍の宅地の状態を考慮し、その復旧に要する費用を<u>第2条</u>の規定を準用して算定した額をもつて原状回復費とする。 (農地の原形復旧) <u>第3条</u> 使用開始時において農地であつた土地を原形に復旧する場合には、次の<u>各号</u>に掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。 (1) 構築物等の取壊し (2) 穴、溝等の埋戻し (3) 砂、砂利等の被覆物の除去 (4) 客土 (5) 雑草刈払い (6) 荒起し (7) 雑物の除去 (8) 碎土 (9) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、農地の原形復旧に必要な作業 (農地の地力回復) <u>第4条</u> <u>前条</u>の原形復旧工事を実施してもなお農地の生産力が低下する場合には、当該農地の使用開始時の状態に地力を回復するため特に必要とする肥料につき、肥料代並びに肥料の投入に要する労務費、機械器具損料、運搬費及び諸経費の合計額を実状に応じ地力回復費として<u>前条</u>の原形復旧費に加算することができる。 (農作物の減収) <u>第5条</u> 地力回復期間に農作物の減収が生じる場合には、賃借料算定の基礎となつた当該農地の1年間の粗収入額を基準として、次の<u>各号</u>に掲げる範囲内	

オまでに掲げる範囲内の減収額をそれぞれの実状に応じ(1)の原形復旧費に加算することができる。 ア ほとんど作土が移動していない場合には、年間粗収入額の10分の20以下の額 イ ほとんど作土が移動していないが、被覆され、又は展圧されている場合には、年間粗収入額の100分の45以下の額 ウ 作土が相当移動しており、原形復旧工事により作土として耕作すべき部分に従来の作土より不良な土壌が混入している場合には、年間粗収入額の100分の80以下の額 エ 作土がほとんど失われており、客土によって農地を造成する場合でその客土が使用開始時における土壌より不良なときは、年間粗収入額の100分の125以下の額 オ 作土がほとんど失われ、その状態のまま農地を造成する場合には、年間粗収入額の100分の180以下の額	の減収額をそれぞれの実状に応じ第3条の原形復旧費に加算することができる。 (1) ほとんど作土が移動していない場合には、年間粗収入額の100分の20以下 (2) ほとんど作土が移動していないが、被覆され、又は展圧されている場合には年間粗収入額の100分の45以下 (3) 作土が相当移動しており、原形復旧工事により作土として耕作すべき部分に従来の作土より不良な土壌が混入している場合には、年間粗収入額の100分の80以下 (4) 作土がほとんど失われており、客土によって農地を造成する場合でその客土が使用開始時における土壌より不良なときは、年間粗収入額の100分の125以下 (5) 作土がほとんど失われ、その状態のまま農地を造成する場合には、年間粗収入額の100分の180以下
3 山林の原形復旧等 (1) 山林の原形復旧 使用開始時において山林であつた土地を原形に復旧する場合には、次のアからカまでに掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。 ア 構築物等の取壊し イ 穴、溝等の埋戻し ウ 砂、砂利等の被覆物の除去 エ 荒起し及び砕土（重車両の通行路、道路敷地等硬化した部分に限る。） オ 雑物の除去 カ 前のアからオに掲げるもののほか、山林の原形復旧に必要な作業 (2) 山林生産力の低下 ア (1)の原形復旧工事を実施してもなお山林の生産力が低下する場合には、1伐期間に期待される収益を次の算式により計算して得た額を(1)の原形復旧費に加算することができる。 $X = \frac{A - A'}{(1 + P)^n}$ X：損失額 A：当該土地の使用開始時の状態で使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入 A'：当該土地に返還後使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入 P：還元利率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条により財務大臣が決定する率による。(3)のアにおいて同じ。） n：地方慣行の伐採林令 イ アの規定による計算に当たり、算出の基礎となる収入について	（山林の原形復旧） 第6条 使用開始時において山林であつた土地を原形に復旧する場合には、次の各号に掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。 (1) 構築物等の取壊し (2) 穴、溝等の埋戻し (3) 砂、砂利等の被覆物の除去 (4) 荒起し及び砕土（重車両の通行路、道路敷地等硬化した部分に限る。） (5) 雑物の除去 (6) 前各号に掲げるもののほか、山林の原形復旧に必要な作業 （山林生産力の低下） 第7条 前条の原形復旧工事を実施してもなお山林の生産力が低下する場合には、1伐期間に期待される収益を次の算式により計算して得た額を前条の原形復旧費に加算することができる。 $X = \frac{A - A'}{(1 + P)^n}$ X：損失額 A：当該土地の使用開始時の状態で使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入 A'：当該土地に返還後使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入 P：還元利率（年6分とする。） n：地方慣行の伐採林令 2 前項の規定による計算に当たり、算出の基礎となる収入については、次の

ては、次の(ア)から(イ)までに定めるところによるものとする。 (ア) 使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入は、当該土地に適する林分収穫表（以下「収穫表」という。）によること。 (イ) 返還後減収が認められるにもかかわらず返還後の伐期における収入が不明の場合には、収穫表における使用開始時の地位の直近下位におけるものを返還後の伐期における収入と推定すること。 (ロ) (イ)の場合において使用開始時の地位が収穫表の最下位であるときは、使用開始時の収入の100分の80を、返還後の収入と推定すること。 (3) 山林の生産力喪失 ア 射撃、砲撃、爆撃その他火薬類の使用により岩盤が露出し、又はブルドーザー等により表土がはく離される等山林の生産力が失われ、かつ、原状回復することが著しく困難な場合又は原状回復することが適当でない場合には、自然に生産力が回復するまでの期間に期待されるべき収益を、次の算式により計算して得た額を損失額とする。 $X = \frac{R}{(1+P)^1} + \frac{R}{(1+P)^2} + \frac{R}{(1+P)^3} + \cdots + \frac{R}{(1+P)^n}$ X：損失額 R：伐期における純収入＝（伐期における主伐収入＋間伐収入の伐期における元利合計額）－造林費及び管理費の伐期における元利合計額 a：自然に生産力が回復するまでの年数 n：地方慣行の伐採林令 P：還元利率 イ アの規定による計算は、使用開始時の樹種につき算定するものとし、使用開始時の樹種が多数ある場合には、主たる樹種のそれぞれにつき算定し、分布率により加重平均するものとする。ただし、使用期間中台木の補償を行っている場合には、重複分を控除する。 4 放牧地等の原形復旧 (1) 放牧地、採草地又は原野の原形復旧 使用開始時において放牧地、採草地又は原野であった土地を原形に復旧する場合には、次のアからカまでに掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。 ア 構築物等の取壊し イ 穴、溝等の埋戻し ウ 砂、砂利等の被覆物の除去 エ 荒起し及び砕土（重車両の通行路、道路敷地等硬化した部分に限る。） オ 雑物の除去	各号に定めるところによるものとする。 (1) 使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入は、当該土地に適する林分収穫表（以下「収穫表」という。）によること。 (2) 返還後減収が認められるにもかかわらず返還後の伐期における収入が不明の場合には、収穫表における使用開始時の地位の直近下位におけるものを返還後の伐期における収入と推定すること。 (3) 前号の場合において使用開始時の地位が収穫表の最下位であるときは、使用開始時の収入の100分の80を、返還後の収入と推定すること。 （山林の生産力喪失） 第8条 射撃、砲撃、爆撃その他火薬類の使用により岩盤が露出し、又はブルドーザー等により表土がはく離される等山林の生産力が失われ、かつ、原状回復することが著しく困難な場合又は原状回復することが適当でない場合には、自然に生産力が回復するまでの期間に期待されるべき収益を、次の算式により計算して得た額を損失額とする。 $X = \frac{R}{(1+P)^1} + \frac{R}{(1+P)^2} + \frac{R}{(1+P)^3} + \cdots + \frac{R}{(1+P)^n}$ X：損失額 R：伐期における純収入＝（伐期における主伐収入＋間伐収入の伐期における元利合計額）－造林費及び管理費の伐期における元利合計額 a：自然に生産力が回復するまでの年数 n：地方慣行の伐採林令 P：還元利率（年6分とする。） 2 前項の規定による計算は、使用開始時の樹種につき算定するものとし、使用開始時の樹種が多数ある場合には、主たる樹種のそれぞれにつき算定し、分布率により加重平均するものとする。ただし、使用期間中台木の補償を行っている場合には、重複分を控除する。 （放牧地、採草地又は原野の原形復旧） 第9条 使用開始時において放牧地、採草地又は原野であった土地を原形に復旧する場合には、次の各号に掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。 (1) 構築物等の取壊し (2) 穴、溝等の埋戻し (3) 砂、砂利等の被覆物の除去 (4) 荒起し及び砕土（重車両の通行路、道路敷地等硬化した部分に限る。） (5) 雑物の除去		
--	---	--	--

カ アからオまでに掲げるもののほか、放牧地、採草地又は原野の原形復旧に必要な作業 (2) 放牧地又は採草地の牧草導入 使用開始時において肥培管理する放牧地又は採草地であった土地について、返還後牧草の導入を要する場合には、その牧草の導入に係る材料費等の合計額（材料費には、牧草種子及び肥料を含む。）を実状に応じ(1)の原形復旧費に加算することができる。 5 その他の土地の原形復旧 使用開始時において、公園、ゴルフ場、競技用施設、営業用野積場等 1 から 4 までに掲げた土地以外の土地を原形に復旧する場合には、それぞれ原形復旧に必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。	(6) 前各号に掲げるもののほか、放牧地、採草地又は原野の原形復旧に必要な作業 （放牧地又は採草地の牧草導入） 第10条 使用開始時において肥培管理する放牧地又は採草地であった土地について、返還後牧草の導入を要する場合には、その牧草の導入に係る材料費等の合計額（材料費には、牧草種子及び肥料を含む。）を実状に応じ前条の原形復旧費に加算することができる。 （その他の土地の原形復旧） 第11条 使用開始時において、公園、ゴルフ場、競技用施設、営業用野積場等 第 2 条、第 3 条、第 6 条及び第 9 条に掲げた土地以外の土地を原形に復旧する場合には、それぞれ原形復旧に必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。		
第 5 復帰移転費 訓令第35条第 1 項第 2 号による復帰移転旅費補償調書及び動産復帰移転費補償調書の作成に当たっては、次の 1 及び 2 に定めるところによるものとする。 1 復帰移転旅費 復帰移転旅費の算定については、次の(1)から(7)までに定めるところによるものとする。 (1) 復帰移転旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、最も経済的な通常の経路及び方法により復帰移転した場合により計算するものとする。 (2) 復帰移転人員は、返還された建物の駐留軍の使用開始時における居住人員を限度とする。ただし、駐留軍の使用開始後結婚、出産等により人員が増加したときは、この限りでない。 (3) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114条）第16条から第19条の規定によるものとする。 (4) 宿泊料及び食卓料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 の 1 に定める 2 級以下の職務にある者に係る宿泊料及び食卓料によるものとする。ただし、12歳未満の者に係る宿泊料及び食卓料については、同法第25条第 1 号ロ	(復帰移転旅費の算定) 第 4 条 復帰移転旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、最も経済的な通常の経路及び方法により復帰移転した場合により計算するものとする。 2 復帰移転人員は、返還された建物の駐留軍の使用開始時における居住人員を限度とする。ただし、駐留軍の使用開始後結婚、出産等により人員が増加したときは、この限りでない。 3 鉄道賃及び船賃の額は、運賃の等級のあるものにあつては最下級の運賃、運賃の等級のないものにあつてはその乗車及び乗船に要する運賃によるものとし、鉄道を利用した場合における急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、算定するものとする。 (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で100キロメートル以上のもの (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で50キロメートル以上のもの 4 車賃は、全路程を通算して書士算し、その額は、路程に応じ1キロメートル当たり23円の定額又は実費額による。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 5 宿泊料及び食卓料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第 1 の 1 に定める 2 級以下の職務にある者に係る宿泊料及び食卓料によるものとする。ただし、12歳未満の者に係る宿泊料及び食卓料については、同法第25条第 1 号ロ及び		

及び同号ハに定める額によるものとする。	
(5) 受領権者とその家族が居住地を異にするときは、それぞれの居住地から返還された建物までの復帰移転旅費を算定するものとする。	
(6) 復帰移転旅費は、次のア又はイに掲げる場合には、算定しない。	
ア 事務所、事業所、寄宿舎、学校、病院、旅館等の従業員が返還された建物に復帰する場合	
イ 返還された建物の所在地が受領権者の現住地と同一市区町村内にある場合	
2 動産復帰移転費	
動産復帰移転費の算定に当たっては、次の(1)から(4)までに定めるところによるものとする。	
(1) 動産の復帰移転費は、別に定めるところにより算定するものとする。ただし、返還された建物が住宅であるときは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の2に定める2級以下の職務にある者に係る移転料によるものとする。	
(2) 返還された建物が住宅以外の建物である場合における動産の復帰移転費の算定に当たり復帰移転する動産が使用開始時に移転した動産と同一であるか不明等のため(1)本文の規定により難いと地方防衛局長等が認めるときは、当該建物の駐留軍の使用開始時に補償した動産の移転費に別に定める倍率を乗じて、当該動産の復帰移転費とすることができる。	
(3) 動産の復帰移転費は、当該動産の時価を超えない額とする。	
(4) 動産の復帰移転費は、次のア又はイに掲げる動産については算定しない。	
ア 駐留軍による営業用建物又は営業用倉庫の使用開始時における当該建物にあった商品又は寄託品	
イ 他人に譲渡したもの	
第6 管理費	
訓令第35条第1項第3号による管理費補償調査の作成に当たっては、次の1から4までに定めるところによるものとする。	
1 管理費補償期間は、原状回復工事又は補修工事に通常必要とする期間で、3月を限度とする。	
2 管理費の額は、返還日の翌日を起算日とし、1の期間について、賃借料算定の例により算定した額とする。ただし、特別管理費を補償する財産については、その補償期間の満了日の翌日を起算日とする。	
3 地方防衛局長等は、1の日数を算定するに当たっては、現地について当該財産の立地条件、工事施工の難易、工事工程、所要の資材	

同号ハに定める額によるものとする。	
6 受領権者とその家族が居住地を異にするときは、それぞれの居住地から返還された建物までの復帰移転旅費を算定するものとする。	
7 復帰移転旅費は、次の各号に掲げる場合には、算定しない。	
(1) 事務所、事業所、寄宿舎、学校、病院、旅館等の従業員が返還された建物に復帰する場合	
(2) 返還された建物の所在地が受領権者の現住地と同一市区町村内にある場合	
(動産の復帰移転費の算定)	
第6条 動産の復帰移転費は、「動産ノ移転補償算定要領」(昭和27年調達規第18号)に定めるところにより算定するものとする。ただし、返還された建物が住宅であるときは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の2に定める2級以下の職務にある者に係る移転料によるものとする。	
2 返還された建物が住宅以外の建物である場合における動産の復帰移転費の算定に当たり復帰移転する動産が使用開始時に移転した動産と同一であるか不明等のため前項本文の規定により難いと防衛施設局長等が認めるときは、当該建物の駐留軍の使用開始時に補償した動産の移転費に別に定める倍率を乗じて、当該動産の復帰移転費とすることができる。	
3 動産の復帰移転費は、当該動産の時価を超えない額とする。	
4 動産の復帰移転費は、次の各号に掲げる動産については算定しない。	
(1) 駐留軍による営業用建物又は営業用倉庫の使用開始時における当該建物にあった商品又は寄託品	
(2) 前条第1項各号に掲げる動産で他人に譲渡したもの	
(管理費の算定)	
第8条 管理費補償期間は、原状回復工事又は補修工事に通常必要とする期間で、3月を限度とする。	
2 管理費の額は、返還日の翌日を起算日とし、前項の期間について、賃借料算定の例により算定した額とする。ただし、特別管理費処理要領(昭和60年防衛施設庁訓令第10号)に定める特別管理費を補償するものについては、その補償期間の満了日の翌日を起算日とする。	
3 防衛施設局長等は、第1項の日数を算定するに当たっては、現地について当該財産の立地条件、工事施工の難易、工事工程、所要の資材及び労務の多	

及び労務の多寡、需給状況等あらゆる角度から調査検討しなければならない。 4 管理費は、駐留軍の使用開始時において除却補償をした財産については、算定しない。 <u>第7 境界設定費</u> 訓令第35条第1項第4号による境界設定費補償調書の作成に当たっては、<u>経理装備局長が定める要領及び基準によるものとする。</u>		寡、需給状況等あらゆる角度から調査検討しなければならない。 4 管理費は、駐留軍の使用開始時において除却補償をした財産については、算定しない。	
<u>第8 特別管理費</u> 訓令第35条第1項第5号による特別管理費補償調書の作成に当たっては、次の1から4までに定めるところによるものとする。 1 単価は、賃借料算定の例により算定した額とする。 2 補償の対象となる期間（以下「補償期間」という。）は、返還日の翌日から起算し、工事等が終了する日又は<u>あつせん</u>が成立する日までの期間とする。ただし、<u>あつせん</u>期間に係る補償期間は、原則として30日を限度とする。 3 補償の対象となる面積（以下「補償面積」という。）は、工事等の実施に必要とする面積及びそれ以外で工事等の実施に伴い使用不能となる面積の合計面積又は<u>あつせん</u>に係る国有財産の所在することにより使用不能となる面積とし、土地の所有区分、位置、<u>周囲</u>の状況等を考慮し、<u>地方防衛局長等が決定する。</u> 4 2及び3の規定にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものについては、補償期間又は補償面積としない。 (1) 受領権者の責めに帰すべき理由により工事等又は<u>あつせん</u>が遅延した期間及びその面積 (2) 収穫季節のある土地で返還日以降の期間について賃借料相当額の支払がされたものについては、その期間及びその面積 (3) 民公有土地上にある国有財産の利用を希望する者が民公有土地の受領権者であるとき又は受領権者が特定の第三者を指定したときの<u>あつせん</u>期間	特別管理費処理要領 (昭和60年防衛施設庁訓令第10号) ※通達移行分のみ抜粋 (特別管理費の算定) <u>第6条 特別管理費の額は、補償期間及び補償面積について、賃借料算定の例により算定した額とする。</u> (補償期間及び補償面積) <u>第5条 補償の対象となる期間（以下「補償期間」という。）は、返還日の翌日から起算し、工事等が終了する日又はあつせんが成立する日までの期間とする。ただし、あつせん期間に係る補償期間は、原則として30日を限度とする。</u> 2 補償の対象となる面積（以下「補償面積」という。）は、工事等の実施に必要とする面積及びそれ以外で工事等の実施に伴い使用不能となる面積の合計面積又は<u>あつせん</u>に係る国有財産の所在することにより使用不能となる面積とし、土地の所有区分、位置、<u>周囲</u>の状況等を考慮し、<u>防衛施設局長等において決定する。</u> 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものについては、補償期間又は補償面積としない。 (1) 受領権者の責めに帰すべき理由により工事等又は<u>あつせん</u>が遅延した期間及びその面積 (2) 収穫季節のある土地で返還日以降の期間について賃借料相当額の支払がされたものについては、その期間及びその面積 (3) 民公有地上にある国有財産の利用を希望する者が民公有土地の受領権者であるとき又は受領権者が特定の第三者を指定したときの<u>あつせん</u>期間	(境界設定費) <u>第2条 境界設定費は、境界設定を行なうための調査、測量並びに製図及び調書の作成に要する人件費、消耗品費、材料費、機械器具損料、運搬費及び諸経費を合計して得た額とする。</u>	
<u>第9 協議</u> 地方防衛局長等は、特殊異例にわたるものの処理については、<u>地方協力局長に協議しなければならない。</u>	(本庁協議) <u>第15条 防衛施設局長及び防衛施設支局長は、特殊事例にわたるものの処理については、防衛施設庁長官に協議しなければならない。</u> 2 防衛施設局長及び防衛施設支局長は、前項に定めるもののほか<u>防衛施設庁施設部長が個別に指定する事案の処理については、防衛施設庁施設部長に協議しなければならない。</u>		※削除 (人件費) 第3条 人件費は、測量主任技師、測量技師、測量技師補、測量助手及び人夫の労務費並びに測量技師及び測量助手の交通費及び宿泊費を合計して得た額とする。 2 労務費は、防衛施設庁施設部長が、別に定める日額に、それぞれの延人員を乗じて得た額とする。

	※削除 附 則 1 この訓令は、昭和60年11月 1 日から施行する。 2 調達規等の効力等に関する訓令（昭和37年防衛施設庁訓令第2号）の一部を次のように改正する。 第 1 項第31号を次のように改める。 （31）削除 3 この訓令の施行前に駐留軍から返還された土地に係る損失補償額の算定については、なお従前の例による。		3 第 1 項に定める交通費及び宿泊費は、測量主任技師、測量技師及び測量技師補については一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第 1 行政職俸給表イ行政職俸給表（一）における 3 級の職務に、測量助手については同表における 1 級の職務にそれぞれ相当するものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定によりそれぞれ算定して得た額とする。 （消耗品費） 第 4 条 消耗品費は用紙、筆記用具、ペンキ等に要する費用とする。 （材料費） 第 5 条 材料費は、杭に要する費用とする。 （機械器具損料） 第 6 条 機械器具損料は、消耗器具費と機械器具の原価償却費を合計して得た額とする。この場合において消耗器具費は器具の取得価格とし、機械器具償却費は次式により算出して得た額とする。 $X = K \times \frac{A \cdot D}{N}$ X：損料 K：屋外において使用する機械器具については0.013とし、屋内において使用する機械器具については0.0065とする。 A：新取得価格 D：業務日数 N：機械器具の耐用年数（運搬費） 第 7 条 運搬費は、材料及び機械器具の運搬に要する費用とする。 （諸経費） 第 8 条 諸経費は、人件費（交通費及び宿泊費を除く。）に10パーセントを乗じて得た額の範囲内の額とする。 附 則 1 この訓令は、昭和38年10月 3 日から施行する。 2 境界設定処理要領（昭和36年調達規第31号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕 3 調達規等の効力等に関する訓令（昭和37年防衛施設庁訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕
--	--	--	--